

諮問日：令和5年5月24日（令和5年度（情）諮問第10号）

答申日：令和5年11月21日（令和5年度（情）答申第24号）

件名：山口地方裁判所における特定の職員に支払った通勤費が解る文書等の不開示判断（存否応答拒否）に関する件

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

別紙記載の各文書の開示の申出に対し、山口地方裁判所長が、その存否を明らかにしないで不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、山口地方裁判所長が令和5年4月17日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

通勤手当は税金から支給されており、不正受給の疑いの真相を知るためにも本件不開示部分は個人情報には該当せず、開示されるべきである。

### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 山口地方裁判所は、本件開示申出について、①令和4年4月1日から同年12月31日までの期間に特定職員に支払われた通勤費が分かる文書、②同職員が現在通勤で使用している自転車の所有者が分かる文書、③同自転車が賠償保険等に加入していることが分かる文書の開示を求めるものと整理した上で、各文書の存否を答えることは不開示情報である行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条1号に定める個人識別情報を開示することとなるとして、対象文書の存否を明らかにしないで不開示とした（取扱要綱記第5）。

- 2 本件開示申出に係る各文書の存否を明らかにすると、当該職員が通勤手当を受給しているか否か又は当該職員が自転車で通勤しているか否かという事実の存否を開示することとなるところ、これらの情報は、当該職員の個人識別情報に相当し、法5条1号ただし書イからハまでに相当する事情も認められない。
- 3 苦情申出人は、当該職員には通勤費の不正受給の疑いがあり、課長職級である以上個人情報には当たらないなどと主張するが、不開示とした理由は上記のとおりである。

## 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和5年5月24日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年6月12日 苦情申出人から意見書（同月8日付け）を收受
- ④ 同年10月20日 審議
- ⑤ 同年11月17日 審議

## 第6 委員会の判断の理由

- 1 別紙記載1の文書につき、その存否を答えることは、別紙記載の特定職員が通勤手当を受給しているか否かという事実の有無を明らかにすることと同様の結果を生じさせるものと認められ、この情報は、法5条1号に規定する個人識別情報に相当し、同号ただし書イからハまでに掲げる情報に相当する事情も認められない。

また、別紙記載2及び3の各文書についても、その存否を答えることは、同特定職員が自転車を使って通勤しているか否かという事実の有無を明らかにすることと同様の結果を生じさせるものと認められ、この情報は、法5条1号に規定する個人識別情報に相当し、同号ただし書イからハまでに掲げる情報に相当する事情も認められない。

したがって、本件開示申出文書については、いずれも、その存否を答えるだ

けで法5条1号に規定する情報に相当する不開示情報を開示することになると認められる。

なお、苦情申出人からは令和5年6月8日付け意見書が提出されているが、その内容は、通勤費が国民の税金で賄われていること等を理由とするもので、上記の判断を左右するものでない。

- 2 以上のとおり、原判断については、本件開示申出文書の存否を答えるだけで法5条1号に規定する情報に相当する不開示情報を開示することになると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長                    高   橋                    滋

委                    員                    門   口   正   人

委                    員                    長   戸   雅   子

別紙

特定職員に係わる以下の文書

- 1 支払った通勤費が解る文書等一切。（令和4年4月～同年12月分）
- 2 現在使用している（通勤で使用している）特定職員の自転車の所有者が解る文書。
- 3 上記2の自転車が、賠償保険等に加入している事が解る文書一切。

（以下1ないし3をあわせて「本件開示申出文書」という。）